

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

内国歳入法 871 条(m)の経過措置の延長に関する IRS 通知 2017-42 の公表、及び機関投資家における 871 条(m)への対応

2017 年 8 月 18 日

1. はじめに

米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は 2017 年 8 月に米国内国歳入法 871 条(m) 及び適格デリバティブディーラー (Qualified Derivatives Dealer: 以下「QDD」) 制度に関する規則を一部改正する [IRS 通知 2017-42](#) (以下「本通知」) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) を公表した。本通知は、2017 年 1 月 1 日より施行された 871 条(m) と 2017 年 QI 契約における QDD 制度に関するものであり、米国財務省及び IRS はこれらの規則の一部の有効日及び適用開始日を延長するもの。また、本通知は通知 2016-51 及び通知 2016-76 にて公表された 871 条(m) の段階的導入期間についても延長を行うとしている。

871 条(m) 及び QDD 制度は、米国原資産を参照し、一定の要件を満たす金融派生商品 (以下「871 条(m) 取引」) から発生する支払 (以下「配当同等物」) に関する規則である。当該規則の詳細な内容については、[2016 年 12 月 15 日付のニュースレター](#) (デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト) を参照されたい。

また、弊社は 871 条(m) について金融派生商品をディーラーまたはブローカーとして取り扱う証券会社や投資銀行だけでなく、生命保険会社やアセットマネジメント会社といった機関投資家からも多数問い合わせを受けている。871 条(m) によって新たに義務を課せられるのは、主にブローカーやディーラーであるが、機関投資家についても米国原資産の金融派生商品を取り組む際に検討すべき点が存在する。

本ニュースレターでは、本通知の概要及び機関投資家における 871 条(m) への対応について記載する。

2. 本通知の概要

(1) デルタワン取引及びノンデルタワン取引における経過措置の延長

通知 2016-76 において 871 条(m) の対象取引に関する段階的導入措置が公表され、2017 年中はデルタが 1 の取引 (デルタワン取引) のみが対象となり、デルタワン取引以外の取引 (ノンデルタワン取引) については 2018 年以降 871 条(m) の対象となるとされていた。

本通知において、IRS はノンデルタワン取引について、源泉徴収義務者や納税者が 871 条(m) を遵守するため必要となるシステム及び業務構築にさらなる時間が必要であるとし、当該段階的導入措置を 1 年間延長する旨を公表した。これにより 2017 年及び 2018 年においてはデルタワン取引のみが 871 条(m) の対象となり、ノンデルタワン取引は 2019 年 1 月 1 日より 871 条(m) の対象となる。

また、IRS は通知 2016-76 において努力規定を公表しており、デルタワン取引については 2017 年を、ノンデルタワン取引については 2018 年を経過措置期間とし、納税者または源泉徴収義務者がそれぞれの取引における経過措置期間中において、871 条(m) を遵守するため誠実な努力をどの程度行ったかを考慮するとしていた。

本通知において、当該努力規定についても整合する形で 1 年間の経過措置の延長が公表され、デルタワン取引については 2017 年及び 2018 年が、ノンデルタワン取引については 2019 年が経過措置期間となり、努力規定が適用されることとなる。

(2) 結合ルールに関する経過措置の延長

871 条(m) では単一の取引を意図的に複数の取引に分割することで 871 条(m) の適用を免れることを阻する結合ルールが存在する。通知 2016-76 において IRS は

結合ルールについての経過措置を公表し、2017年中については結合ルールの対象となる取引を店頭取引に限定し、上場している取引については結合ルールの対象外とすることとされていた。

本通知において、当該結合ルールの経過措置に関して1年間の経過措置の延長が公表され、2017年に加えて2018年においても、結合ルールの対象となるのは店頭取引のみとなる。2017年及び2018年において結合ルールが適用されなかった複数の取引に関しては、再発行等が行われない限り経過措置終了後の2019年以降に改めて結合ルールが適用されることはない。

(3) QDD 制度に関する経過措置の延長

2017年 QI 契約において、QDD は各原資産毎のデルタのポジション(ネットデルタエクスポージャー)を算出し、当該ポジションに基づく871条(m)金額の算出及びQDD 租税債務の納付が求められている。2017年においては当該義務における経過措置が公表されており、QDD はディーラーとして受け取る配当、みなし配当及び配当同等物については納税義務は生じず、また、ネットデルタエクスポージャーによる871条(m)金額の算出は不要とされていた。

本通知において、当該経過措置の1年間の経過措置の延長が公表され、QDD は、2017年に加えて2018年においても納税義務は生じず、また、ネットデルタエクスポージャーによる871条(m)金額の算出も不要となる。しかしながら、QDD は自己勘定取引等のディーラーとしての業務以外で受領した配当や配当同等物、また米国源泉FDAP 所得に関しては引き続き租税債務を負うことになる。またQDD が米国非居住者に対して支払う配当同等物に関しても源泉徴収の義務が存在することに留意されたい。

また、2017年 QI 契約において、QDD は2017年のQDD としての業務が適切に行われているかの検証と事実情報の提供は不要であるとされていた。本通知において、当該検証年度に関する経過措置が延長され、2017年に加えて2018年においてもQDD としての業務に関する検証も不要であるとされた。ただし、QDD としての検証年度は原則QI としての検証年度と一致させなければならないため、QI としての検証を2018年以前の年に行わない限り、QI 及びQDD の検証年度については2019年以降の年を選ぶ必要がある

加えて、2017年 QI 契約において、2017年はQDD 制度の導入期間とされ、QDD は871条(m)及び2017年 QI 契約に関連規定を遵守するため誠実な努力をどの程度行ったかを考慮するとしていた。本通知において、当該経過措置についても2018年まで延長されることとなった。

3. 機関投資家における対応

871条(m)上で定義されているブローカーまたはディーラーに該当しない機関投資家は、ブローカーまたはディーラーに該当する証券会社や投資銀行と871条(m)取引に該当する可能性のある金融派生商品を締結する場合において、当該取引が871条(m)取引に該当するかの判定義務、配当同等物の金額及び支払日、記録の作成

義務及び情報開示義務を負うことはない。ただし、機関投資家による配当同等物の支払が生じた際には、原則として配当同等物に関する源泉徴収義務が機関投資家に生じることとなる。ただし、当該源泉徴収義務は取引相手がQDD の場合には免除される。

また、機関投資家が上記の源泉徴収義務を負うか否かに関わらず、機関投資家が配当同等物を米国非居住者に支払う場合には米国税法に基づき様式1042、1042S によるIRS への報告義務が生じることとなる。様式1042は郵送での提出が可能であるが、様式1042Sは電子申告が必要となるため、専門家のサポートが必要となる。したがって、米国証券を参照する金融派生商品を取り組む機関投資家は、当該商品が871条(m)取引に該当するかを事前に確認し、871条(m)施行以前には課せられなかった米国税法に基づいた対応が新たに求められる可能性があることを認識することが重要である。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー サービス、リスク アドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001